

グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

(平成12年法律第100号、平成12年5月31日公布、平成13年4月1日施行)



平成29年2月

環境省

背景

気候変動や環境汚染、資源の枯渇、廃棄物処理等、今日の我々が直面している環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動に起因しています。限りある資源を持続的に活用し、将来世代に引き継ぐためには、経済社会のあり方そのものを見直し、持続可能な発展が可能なものに変革することが不可欠です。そのためには、あらゆる分野において、環境負荷の低減に努めることが必要であり、組織の調達行動においても、環境物品等への需要の転換を促進していかなければなりません。

日本では、2000年に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆるグリーン購入法が制定されました。法律の施行に伴い、国等の機関をはじめ、地方公共団体、事業者等におけるグリーン購入の考え方や取組が普及し、一定の成果があがっています¹。

折しも、国際社会では、2015年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」²が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)の一つに持続可能な消費と生産形態の確保が盛り込まれました。これを受け、国はターゲット12.7³を実現する施策としてグリーン購入の促進を掲げ、国等の特定調達物品等の調達率を指標として用いることとしています。持続可能な社会を構築する手段の一つとして、グリーン購入の重要性が再認識されています。

ねらい

環境負荷の低減に資する物品・役務
(環境物品等)について

- ① 国等の公的部門における調達の推進
- ② 情報の提供など

環境負荷の少ない
持続可能な社会の構築

法の対象

● 国及び独立行政法人等の責務(第3条)【義務】

国及び独立行政法人等は、物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

● 地方公共団体及び地方独立行政法人の責務(第4条)【努力義務】

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

● 事業者及び国民の責務(第5条)【一般的責務】

事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

1 環境省「グリーン購入.net」… <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

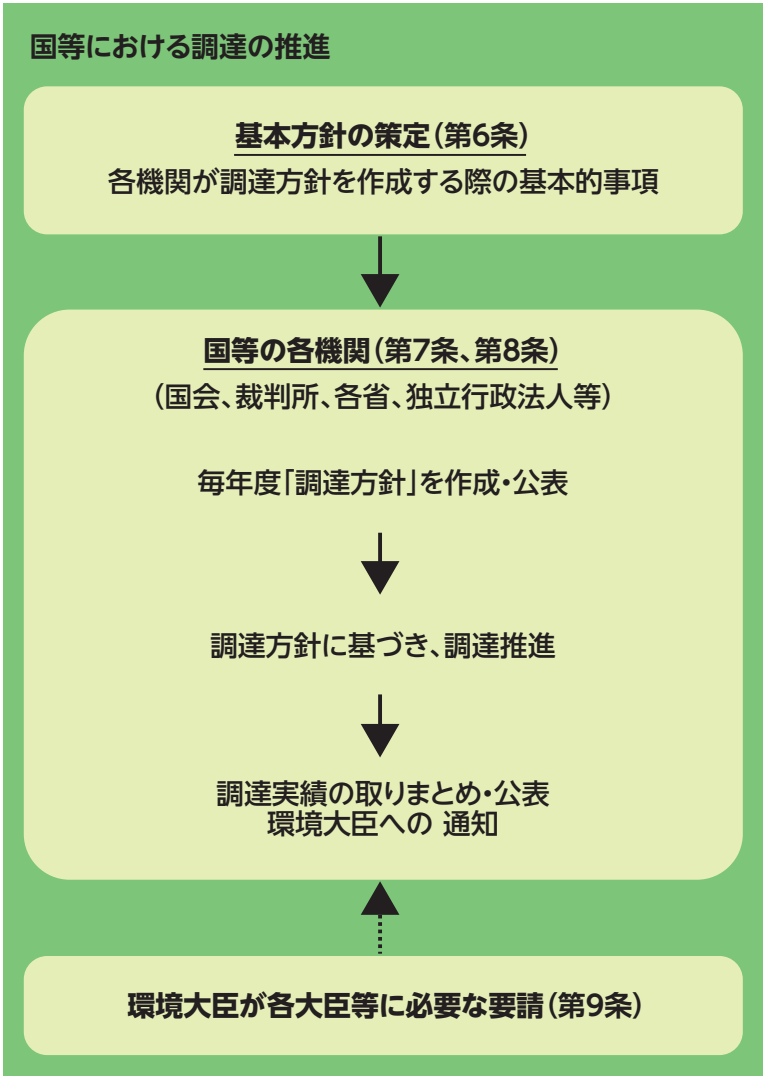
2 国際連合広報センター ……http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

3 ターゲット12.7 ……国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。

グリーン 購入法の 仕組み



目的 (第1条) 環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について、
 ①国等の公的部門における調達への推進
 ②情報の提供など ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築



地方公共団体・地方独立行政法人(第10条)

- 毎年度、調達方針を作成
- 調達方針に基づき調達推進(努力義務)

↑

環境調達を理由として、
 ← 物品調達の総量を増やすこと
 ならないよう配慮(第11条)

事業者・国民(第5条)

物品購入等に際し、できる限り、
 環境物品等を選択
 (一般的責務)

情報の提供

製品メーカー等(第12条)
製造する物品等についての適切な環境情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体(第13条)
科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

国(政府)

- 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供(第14条)
- 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討(附則第2項)

グリーン購入とは

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、

環境を
考慮して、

必要性を
よく考え、

環境への負荷が
できるだけ少ない製品
やサービスを選び、

環境負荷の低減に
努める事業者から優先
して購入することです。

グリーン購入は、購入者の消費行動を環境に配慮したものにすることで、供給者に環境負荷の少ない製品の開発を促し、経済活動全体を環境配慮型へ変えていく力を持っています。

グリーン購入の基本的考え方

グリーン購入法の基本方針では、環境負荷の低減に資する物品・役務(以下「環境物品等」という。)の調達推進の**基本的考え方として以下の3点**が掲げられています。

1

1. 環境負荷の少ない物品等及び環境負荷低減に努めている事業者の選択

価格や品質などに加え、できるだけ環境負荷の少ない物品等の積極的な調達を考慮する必要があります。また、環境物品等を調達する際は、物品そのものの環境負荷だけでなく、物品等の設計・製造、販売等を行っている事業者による環境マネジメントや情報公開等の取組にも配慮することが重要です。

2

2. ライフサイクル全体を考慮した物品等の調達

物品等を選択する際は、資源採取から廃棄に至る、ライフサイクル全体の環境負荷の低減を考慮する必要があります。また、大気汚染など、地域に特有の環境問題を抱えている場合は、それに応じた環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要です。

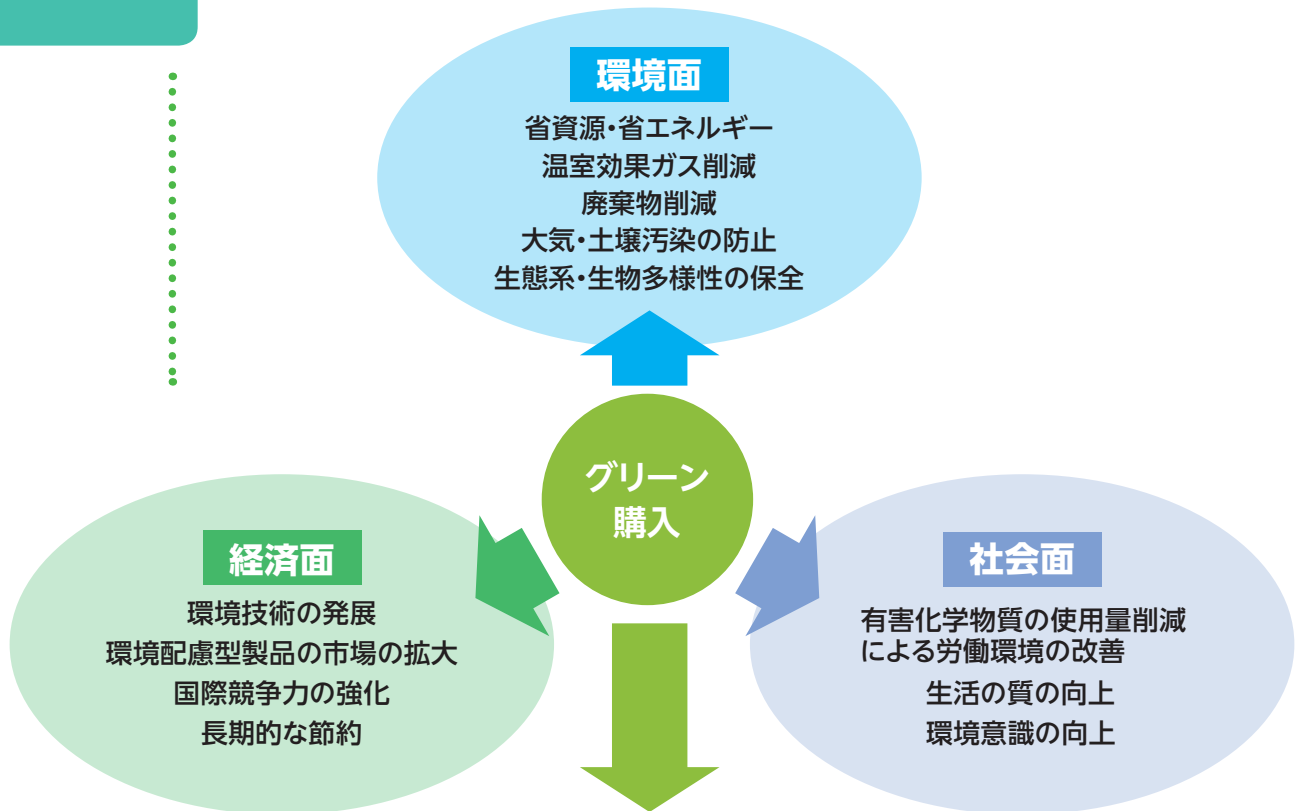
3

3. 最優先されるべきはリデュース

環境物品等の調達推進を理由に調達総量が増加しないようにすること、すなわち、調達量自体の抑制(リデュース)に配慮しなければなりません。調達した環境物品等の長期的かつ適正な使用や分別廃棄に留意し、環境負荷が着実に低減されることが重要です。

グリーン購入の意義

グリーン購入を実践することにより、環境面だけでなく、社会面や経済面の効果が期待できます。



持続可能な社会の構築

環境配慮契約法との連携で更なる環境配慮(国等の機関、地方公共団体等)

	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	●製品・サービスの環境性能を規定	●契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など推奨する入札・契約方式を規定
趣旨	●一定水準の環境性能を満たす製品・サービスを調達	●価格等を含め総合的に評価して最善の環境性能を有する物品・サービスを調達
対象品目・契約	●紙類、文具類、OA機器、家電製品、自動車等、制服・作業服、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務など21分野274品目(平成29年2月閣議決定)	●電力の購入、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、ESCO事業、建築設計、産業廃棄物処理の6つの契約類型(平成29年2月閣議決定)
対象機関	●各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が基本方針実施対象機関 ●地方公共団体等は努力義務	●各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が基本方針実施対象機関 ●地方公共団体等は努力義務
内容など	●環境物品等に係る判断の基準等を閣議決定 ●基本方針に則して調達方針を作成し、調達方針に基づき環境物品等を調達 ●対象機関が調達実績を公表	●環境配慮契約の方法等を閣議決定 ●基本方針に従い環境配慮契約を実施 ●対象機関が契約実績を公表

グリーン 購入推進の 背景

国内

国内初の組織的なグリーン購入の取組
滋賀県が独自に包括的なグリーン購入指針を策定

1994

政府による「率先実行計画」
「財やサービスの購入・使用に当たっての
環境保全への配慮」が盛り込まれる

1995

グリーン購入ネットワーク (GPN) 設立
グリーン購入に率先して取り組む企業、行政、民間団体
等から成る非営利組織として普及啓発活動を開始

1996

グリーン購入法制定 (2001年施行)
循環型社会形成推進基本法をはじめ、
6つの法律が一体的に整備される

2000

循環型社会形成推進基本計画
グリーン購入に関する意識向上や
具体的な行動が目標として掲げられる

2003

環境配慮契約法制定 (同年施行)

2007

第二次循環型社会形成推進基本計画
2025年の循環型社会のイメージにおいて、
グリーン購入を心懸けた
消費行動を当たり前のものとする

2008

第三次循環型社会形成推進基本計画

2013

国際

**持続可能な開発に関する世界首脳会議
(ヨハネスブルグサミット)**

全ての政府に消費と生産の持続不可能な形態
を変えることが求められ、持続可能な消費と生産
(Sustainable Consumption and Production:
SCP)が注目される

2002

**サステナブル公共調達
のマラケシュ・タスクフォース
(2011年まで)**

2005

国連持続可能な開発会議 (リオ+20)

「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み
(10YFP)」が採択され、サステナブル公共調達 (SPP)
が優先プログラムに認定される

2012

サステナブル公共調達イニシアチブ (SPPI)

主要なステークホルダー間の協力を図り、サステナ
ブル公共調達 (SPP) の潜在的な利益と影響への理解を
深め、SPPの世界的な実施を目指す

2014

10YFP SPP Programme

SPPの知見を広げ、専門家の支援と能力開発の機会
を増やすことでSPPの実践を支援する

2015

持続可能な開発のための2030アジェンダ

持続可能な開発目標 (SDGs) に持続可能な消費と
生産パターンの確保が盛り込まれる



特定調達品目 と 判断の基準

グリーン購入法の基本方針では、特に重点的に調達を推進すべき環境物品等を特定調達品目に定めています。特定調達品目及びその判断の基準等については、毎年度、定期的に見直しが行われます。2001年に14分野101品目だった特定調達品目数は、2017年2月現在、21分野274品目まで増えています。

特定調達品目の対象物品や判断の基準は多様化しています。このため、環境省は、調達者が判断の基準を正しく理解し、環境物品等の調達を容易に行うことができるよう、「グリーン購入の調達者の手引き」を作成しています。グリーン購入法は認証制度ではなく、事業者自らによる適合宣言が可能であるため、購入者はグリーン購入法適合の表示を参考にしたり、既存の環境ラベル等を活用したりして環境物品等を選択する必要があります。

〈グリーン購入法の対象分野〉

① 紙類	⑧ 家電製品	⑮ インテリア・寝装寝具
② 文具類	⑨ エアコンディショナー等	⑯ 作業手袋
③ オフィス家具等	⑩ 温水器等	⑰ その他繊維製品
④ 画像機器等	⑪ 照明	⑱ 設備
⑤ 電子計算機等	⑫ 自動車等	⑲ 災害備蓄用品
⑥ オフィス機器等	⑬ 消火器	⑳ 公共工事
⑦ 移動電話等	⑭ 制服・作業服等	㉑ 役務

● コラム ●

環境省 COOL CHOICE 推進中

未来のために、いま選ぼう

資源の限られた国だからこそ生まれた賢い省エネアイデア。
世界からCOOLと賞賛される最先端技術。
その2つが合わさった「次世代の暮らし方」を選んでいくことが
CO₂排出を抑える力になります。
消灯、温度設定、節水などの普段の行動に加えて、クルマ、家電、住宅など
身の回りのものを選ぶとき、これから目線で選んでみませんか？

環境省ポータルサイト「COOL CHOICE」
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>

グリーン購入の実践フロー

組織において、グリーン購入を継続的に実践するためには、「調達方針策定」「実施」「実績把握・改善検討」の段階を経ることが重要です。

	取組段階・内容	課題(例)	解決策(例)
調達方針策定	現状を把握	現状を把握する方法がわからない	<ul style="list-style-type: none"> ●物品等の調達部署を確認し、調達方法や実績等を確認する ●簡易な集計の仕組みを構築し、作業の効率化を図る
	「調達方針」を策定	調達方針の作成方法がわからない	●既に調達方針を策定している地方公共団体が作成した調達方針を参考にする
	調達品目を決定	どの品目を対象とすればよいかわからない	●既に調達方針を策定している地方公共団体の調達方針を参考に、品目ごとの判断の基準を作成する
	実施体制を構築	どのようなメンバーで作成すればよいかわからない	●既に調達方針を策定している地方公共団体がどのような体制で作成したかを参考にする
	調達の手法を具体化	調達の手順がわからない	●グリーン購入の全体のフローと注意点等を記載した手順書等を作成する
実施	グリーン購入を実施	調達しようとする個別製品の仕様や価格等の情報がわからない	<ul style="list-style-type: none"> ●品目ごとの製品リストを作成する ●製品ごとの認定制度を活用する
	商品情報を収集	個別製品が判断の基準を満たしているかどうかわからない	●判断の基準を具体的に解説した手引きを作成する
	グリーン購入に関する意識を高める	関連部署以外での調達が進まない	<ul style="list-style-type: none"> ●組織横断的な推進体制を構築する ●関連部署以外の調達担当者に研修を行う ●購入部署を一元化する ●調達方針以外の計画等にもグリーン購入の取組を位置づける ●標準様式や仕様書を定める
		グリーン購入に対する意識が低い	<ul style="list-style-type: none"> ●職員向けの研修を行う ●啓発活動を行う
実績把握・改善検討	取組実績を把握	どのように実績を把握すればよいかわからない	●既に集計の仕組みを構築している地方公共団体の事例を参考にする
	活動を見直す	グリーン購入の効果の確認方法がわからない	●既に効果の確認の仕組みを構築している地方公共団体の事例を参考にする



調達方針 策定段階

組織において、初めてグリーン購入に取り組む場合は、組織内で意識を統一することが望ましく、その際に調達方針が重要な役割を果たします。

グリーン購入に係る基準を仕様書等で採用したり、統一した環境配慮型製品の仕様を設定したりすることも効果的です。また、組織内における調達の仕組みや実績把握手段等について、関連部署の役割分担や連携を事前に検討しておくことも必要です。


グリーン購入の組織的な取組によって、環境負荷低減効果のみならず、調達総量の削減、経費の節減、職員の意識啓発、業務の効率化等の効果が生まれます。現在の調達状況を把握した上で、環境、社会、経済面の効果を確認することもグリーン購入の推進を促します。



実施段階

製品が判断の基準を満たしているかどうかを確認する手段を明確にし、具体的な対象品目の製品情報を収集しておくことは、調達担当者が円滑にグリーン購入を推進する上で役立ちます。継続的にグリーン購入に取り組むためには、調達担当者だけでなく、組織全体の職員の意識を維持し、知識やスキルを向上させることが重要です。


また、担当者の異動に伴いグリーン購入が滞ることのないよう、手引き等を作成したり、定期的に研修を行ったりすることも必要です。



実績把握・ 改善検討 段階

グリーン購入の実績を把握するためには、実績の管理、報告及び集計を効率的に行うための仕組みの構築が重要です。特に、新たに実績を把握する場合には、過度な実務負担が生じない配慮が必要であり、集計期間の限定や既存の仕組みの活用は負担軽減の手段になり得ます。その際、グリーン購入に伴うCO₂削減効果や経費節減効果等、副次的な効果を確認することができると、取組の発展や拡大につながりやすくなります。

一方で、年月の経過とともに取組が形骸化し、目的意識が薄れることもあるため、必要に応じて、調達方針や判断の基準の見直しを行うことが望ましいと考えられます。



国内の 取組事例: 横浜市

横浜市は、2002年度以降、グリーン購入法に基づき、横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針及び横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針を作成し、全庁でグリーン購入に取り組んでいます。

しかしながら、グリーン購入法の判断の基準の内容が専門的であることから、製品の環境情報や製品情報の収集方法・判断の仕方について、職員の周知・徹底を図る必要があると考え、2015年度に、環境省による「地方公共団体のグリーン購入及び環境配慮契約の実施のための取組支援」を受けることとなりました。

支援を受けて作成した研修資料「基礎編」及び「実務編」は横浜市のeラーニングシステムを活用して実施され、2016年12月時点でそれぞれ約500人が受講しました。eラーニングの実施により、職員のグリーン購入に対する理解が更に深まっています。

横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針

地球温暖化問題や廃棄物問題などの環境問題を解決し、循環型社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄型の社会システムを見直し、環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。

事業者であり消費者でもある横浜市が環境負荷の低減を図るため、業務を行うに当たり必要となる物品、役務等の調達について、環境に配慮した物品調達（以下「グリーン購入」という。）を推進することは、市民等の環境に配慮した物品等への需要の転換を促すこととなります。

また、グリーン購入に関する取組を推進するため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）が制定され、地方自治体も環境物品等の推進に努めることとなりました。そこで、横浜市におけるグリーン購入についてのより一層の推進を図るため、本基本方針を定めます。

1 目的

グリーン購入法に基づき、横浜市がグリーン購入を推進することにより、日常業務から生じる環境負荷の低減を図り、持続的発展が可能な社会の形成に資することを目的とします。

2 用語の定義

(1) 環境物品等

環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務であって、次の判断の基準のいずれかを満足するものをいいます。

ア 再生された材料や再生しやすい材料を使用しているもの

イ 使用時の資源やエネルギーの消費の少ないもの

ウ 修繕や部品交換・詰め替えが可能なもの

エ 梱包・包装が簡易なもの

オ 分別廃棄やリサイクルがしやすいもの

カ 耐久性が高く長期間使用が可能なもの

キ 製造・使用・廃棄の段階で、環境への負荷が大きい物質の使用、排出が少ないもの

ク 第三者機関の認定する環境ラベルを取得したもの

(2) 特定調達物品等

重点的に調達を推進すべき環境物品等のうち、別記に定める物品等をいいます。

3 グリーン購入の推進に当たっての基本的な考え方

(1) 従来から考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全の観点を考慮することとします。

(2) 調達総量を出るだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用に努めるものとします。

(3) グリーン購入の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮することとします。

(4) 物品等の選定に当たっては、できる限り特定調達物品等を調達することとします。

4 グリーン購入の推進方法

(1) グリーン購入の推進に当たっては、毎年度、品目ごとに当該年度の調達目標を定めた調達方針を作成し、総合的かつ計画的に推進します。

(2) 推進体制は別に定めます。

(3) グリーン購入の実施状況は毎年公表します。

5 別記の見直し


物品等の開発・普及状況、科学的知見の充実等に合わせて適宜見直しを行っていくものとします。

6 適用範囲

本基本方針は、原則として本市全ての組織に適用するものとします。

7 実施時期

平成14年4月1日



グリーン購入に
ついて
もっと知るには

グリーン購入法及び関連情報を探すには

- 環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

製品の判断基準を理解するには

- グリーン購入法基本方針(環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」内)
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>
- グリーン購入の調達者の手引き(環境省平成28年2月)
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/h28_tyoutatusya.pdf
- グリーン購入法<文具類>の手引き 第13版(一般社団法人全日本文具協会)
http://www.zenbunkyo.jp/green/pdf/green_2016.pdf
協会URL <http://www.zenbunkyo.jp/>
- グリーン購入法の手引き[オフィス家具等]第9版(一般社団法人日本オフィス家具協会)
http://www.joifa.or.jp/pdf/green_9.pdf
協会URL <http://www.joifa.or.jp/>
- 環境ラベル等データベース(環境省)
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>

具体的な製品情報を調べるには

- エコ商品ねっと(運営団体:グリーン購入ネットワーク(GPN))
<http://www.gpn.jp/econet/>
団体URL <http://www.gpn.jp/>
- エコマーク商品検索(運営団体:公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局)
<https://www.ecomark.jp/search/search.php>
団体URL <https://www.ecomark.jp/>
- 省エネ製品情報サイト(資源エネルギー庁委託事業)
<http://seihinjyoho.go.jp/>

地方公共団体の取組を知るには

- グリーン購入取組事例データベース(環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」内)
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/jirei_db/index.html
- 地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査
(環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」内)
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/shiryou.html>

研修や説明会に参加するには

- グリーン購入法]及び「環境配慮契約法」基本方針説明会
(環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」内)
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block_brief/index.html

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-3581-3351 (内線6270) FAX: 03-3580-9568

E-MAIL: gpl@env.go.jp